

第 5

重点実施事業

(前期5か年計画 [平成16～20年度])

1 基本的考え方

- 重点実施事業とは、障害者プランの基本的方向を踏まえ、「在宅サービスの充実」、「住居や就労の場の確保」、「生活環境の整備」、「相談支援体制の整備」など、障害者の地域生活への移行を促進するための施策などについて、前期5年間の達成目標を設定し、重点的に取り組む事業のことです。
- 達成目標については、障害者の動向、障害者福祉サービスのニーズ、現行の障害者プランの進捗状況などを踏まえて、数値目標などを設定しています。
- また、各地域の実情などを踏まえ、広域的な取組が必要な事業については、障害保健福祉圏域毎に数値目標の設定をしています。

ただし、市町村合併などの状況により、必要に応じて、圏域や数値目標の見直しを行う必要があります。

2 重点実施事業（事業別・圏域別）

（1）事業別一覧

	事業又は項目	圏域等	設定単位	平成15年度末 見 込	平成20年度 達成目標	備 考
1	ホームヘルプサービス事業 （身体・知的障害者、障害児）		延時間	467,415時間	1,133,885時間	
2	ホームヘルプサービス事業 （精神障害者）		延利用者	1,800人	3,000人	
3	身体障害者デイサービス事業		事業所	13事業所	26事業所	
4	知的障害者デイサービス事業		事業所	11事業所	19事業所	
5	障害児通園（デイサービス）事業		定 員	98人分	158人分	
6	重症心身障害児（者）通園事業		施 設	2 施設	7 施設	
7	身体障害者短期入所事業 （ショートステイ）		専 用 ベッド	78床	101床	
8	精神障害者短期入所事業 （ショートステイ）		市町村	24市町村	全市町村	
9	知的障害者地域生活援助事業 （グループホーム）		定 員	205人分	330人分	
10	精神障害者地域生活援助事業 （グループホーム）		定 員	57人分	112人分	

事業又は項目		圏域等	設定単位	平成15年度未 見 込	平成20年度 達成目標	備 考
11	精神障害者生活訓練施設 (援護寮)		定 員	120人分	160人分	
12	身体障害者福祉ホーム	-	定 員	10人分	20人分	
13	知的障害者福祉ホーム	-	定 員	50人分	70人分	
14	精神障害者福祉ホーム		定 員	144人分	174人分	
15	身体障害者福祉工場	-	定 員	50人分	90人分	
16	身体障害者通所授産施設		定 員	150人分	230人分	
17	知的障害者通所授産施設		定 員	950人分	1,250人分	
18	精神障害者通所授産施設		定 員	195人分	235人分	
19	精神障害者地域生活支援センター		施 設	11施設	14施設	
20	小規模通所授産施設 (身体・知的・精神障害者)	-	か 所	23か所	64か所	
21	障害児 (者) 地域療育等支援事業		か 所	10か所	12か所	
22	自閉症・発達障害支援センターの 整備		か 所	-	1か所	
23	精神障害者退院促進支援事業によ る退院者の促進		人	-	150人	
24	ユニバーサルデザインの 取組の推進		市町村	43市町	全市町村 (H17)	普及啓発活動
25	健康増進計画の策定	-	市町村	5市町	全市町村	
26	学校教育における障害児教育の 推進		障害児教育を 受けている児 童生徒の割合	1.26%	1.48%	
27	盲学校、ろう学校及び養護学校の 特殊教育教諭免許状保有率の向上		保有率	43.4%	80%	県立盲、ろう、 養護学校
28	広島障害者職業能力開発校修了生 の就職率の向上		就職率	49.4% (H14修了生)	83%	
29	旅客施設のバリアフリー化の推進		バリアフリ ー化の割合	24.1%	60%	1日当たり利 用者数5,000人 以上の旅客施設
30	ノンステップバスの導入の推進		ノンステップ バスの割合	2.2%	20～25% (H22)	

	事業又は項目	圏域等	設定単位	平成15年度末 見 込	平成20年度 達成目標	備 考
31	障害者に対応した交通安全施設等の整備		施 設	303基	401基 (H19)	
32	手話のできる警察職員の養成		人	82人	137人	
33	障害者スポーツ指導員の養成		人	197人	332人	
34	自然公園等の公衆トイレの整備		整備率	44.7%	58%	
35	障害者ITサポートセンターの整備		か 所	-	1か所	

(注1) 圏域等の欄の 印は、障害保健福祉圏域毎の達成目標を設定している。

(注2) 圏域等の欄の 印の事業は、政令市(広島市)を含んだ達成目標を設定している。

(注3) 圏域等の欄の 印の事業は、中核市(福山市)を含んだ達成目標を設定している。



(2) 障害保健福祉圏域別一覧

事業又は項目	設定 単位	区 分	障 害 保 健 福 祉 圏 域							
			広島	広島西	広島 中央	呉	尾三	福山・ 府中	備北	計
1 ホームヘルプサービス 事業（身体・知的障害 者、障害児）	延時間	H15未見込	69,615	43,095	66,300	112,710	89,505	36,465	49,725	467,415
		H20目標	136,808	90,771	157,463	262,013	236,368	126,489	123,973	1,133,885
2 身体障害者 デイサービス事業	事業所	H15未見込	4	3	3	2		1		13
		H20目標	5	3	3	5	5	2	3	26
3 知的障害者 デイサービス事業	事業所	H15未見込		2	2	3	3	1		11
		H20目標	2	2	3	4	4	2	2	19
4 障害児通園 （デイサービス）事業	定員	H15未見込			20	38	25	15		98
		H20目標	12	12	20	42	38	22	12	158
5 重症心身障害児（者） 通園事業	施設	H15未見込			1				1	2
		H20目標	1	1	1	1	1	1	1	7
6 身体障害者短期入所事 業（ショートステイ）	専用 ベッド	H15未見込	7	8	38	5	6	3	11	78
		H20目標	10	8	38	11	16	7	11	101
7 知的障害者 地域生活支援事業 （グループホーム）	定員	H15未見込	4	13	58	9	46	71	4	205
		H20目標	20	20	80	35	60	100	15	330
8 精神障害者 地域生活支援事業 （グループホーム）	定員	H15未見込	6		5	11	30		5	57
		H20目標	11	10	15	16	30	30		112
9 精神障害者生活訓練 施設（援護寮）	定員	H15未見込		20	20	20	60			120
		H20目標	20	20	20	20	60	20		160
10 精神障害者福祉ホーム	定員	H15未見込	20	40	20	30	10	24		144
		H20目標	20	40	20	30	20	44		174
11 身体障害者 通所授産施設	定員	H15未見込	30	20	20	20	40		20	150
		H20目標	30	40	40	20	40	20	40	230
12 知的障害者 通所授産施設	定員	H15未見込	90	80	156	175	250	130	69	950
		H20目標	120	110	216	215	310	180	99	1,250
13 精神障害者 通所授産施設	定員	H15未見込	30		45	20	80		20	195
		H20目標	30	20	45	20	80	20	20	235
14 精神障害者地域 生活支援センター	施設	H15未見込	1	1	2	3	2	1	1	11
		H20目標	2	1	2	3	2	3	1	14
15 障害児（者） 地域療育等支援事業	か所	H15未見込	1	1	2	1	1	3	1	10
		H20目標	1	1	2	2	2	3	1	12

（注１） 印の事業は、中核市（福山市）を含んだ達成目標を設定している。

3 施策体系別主要事業一覧

施策体系	事業名等	事業概要
啓発広報		
1 啓発広報の推進	ユニバーサルデザインひろしま推進事業	ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るための、普及啓発活動を行う。
	ふれ愛プラザ運営事業	障害者福祉情報の発信や交流促進を図る場となる福祉公共スペース（ふれ愛プラザ）の運営を支援するとともに、県民への障害者福祉への関心を高めるための啓発を行う。
	精神保健福祉普及啓発講習会の開催	県内2地域において、地域住民を対象とした、講演会方式の普及啓発のためのイベントを開催する。
	障害者スポーツに関する啓発広報事業	障害者スポーツの振興を図るための、普及啓発イベントや広報誌の発行を行う。
	広島県障害者ふれあいランドの開催	「総合福祉展」（福祉保健部）の開催に併せて「雇用促進展」（商工労働部）を同じ会場で実施し、県民に対して障害者福祉や障害者の雇用・就業の促進について啓発を行う。
2 福祉教育等の推進	「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日のポスター」の周知	福祉教育の一環として、内閣府の「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日のポスター」事業に協力して、幅広く県内の学校や福祉施設などに周知する。
3 障害者及び障害者団体等の自主的活動の促進	団体活動の促進	障害や障害者への理解促進に大きな役割を果たしている団体の自主的活動に対して助成する。
保健・医療・福祉		
1 障害の原因となる疾病等の予防・治療体制の充実	先天性代謝異常等検査事業	新生児を対象として、放置すると知的障害などの症状を引き起こす疾病を早期発見し、治療につなげることで、障害の発生を予防する。
	1歳6か月児健康診査への助成	心身に障害のある児童を早期に発見し、適切な指導により障害の進行の未然防止、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行う市町村に対して助成する。
	乳幼児等発達相談指導事業	長期にわたり療養を必要とする児童へ療育相談指導等を行うことにより、健康の保持・増進及び福祉の向上を図る。
	3歳児健康診査への助成	身体発育及び精神発達面から重要な時期である3歳児を対象として、疾病の予防又は健康の保持増進に必要な保健上の注意や助言、日常生活上の保健指導の前提となる診察及び諸検査、これに付随する指導・助言を行う市町村に対して助成する。
	1歳6か月・3歳児精神発達精密健診等	1歳6か月児及び3歳児健康診査において、特に精神発達面などで専門的指導が必要と認められた場合に、市町村からの依頼により児童相談所の心理判定員が精密検査、事後指導を行う。
	周産期医療システム運営事業	周産期医療情報ネットワークの運営、周産期医療関係者への研修、周産期に関する調査・研究を実施する。
	新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見、早期療育を推進するため、新生児に対して聴覚スクリーニング検査を実施する。
	老人保健事業	寝たきりや生活習慣病のリスクファクターの軽減を図るため、健康相談、健康診査、訪問指導等を実施することにより、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努める。
2 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実	臓器移植普及推進事業（角膜・腎バンク）	（財）ひろしま角膜・腎バンクが設置する広島県臓器移植連絡調整者（臓器移植コーディネーター）及び臓器移植の普及啓発活動などに対して助成する。
	骨髄バンク等推進事業（骨髄・さい帯血バンク）	骨髄バンクドナー登録を推進するため、関係団体と協議会を開催するとともに、骨髄バンクなどに関する普及啓発活動を実施する。

施策体系	事業名等	事業概要
2 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実	地域リハビリテーション評価・推進事業	市町村が実施する地域リハビリテーションを支援する体制を活用し、広域的・専門的立場から市町村における地域リハビリテーションの取組について総合的な評価、必要な技術的援助を行い、高齢者の介護予防と生活の質の向上を図る。
	広島県救急医療情報ネットワーク	医療機関関係者などと連携して、救急医療情報ネットワークシステムを運営する。
	未熟児養育医療の給付	病院等に入院して養育を必要とする未熟児については、指定養育医療機関において、その養育に必要な医療の給付を行う。
	育成医療の給付	身体障害児及び放置すれば将来、障害を残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できるものに医療の給付を行う。
	更生医療の給付	身体障害者の障害を除去又は軽減することで日常生活能力や職業能力を回復し獲得させるものに医療の給付を行う。
	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	国立療養所等に委託し、進行性筋萎縮症者に対して、必要な訓練、治療及び生活指導を行う市町村に対して助成する。
	重度障害者医療の給付	重度障害者の医療の給付を行う。
	特定疾患治療研究事業	原因不明で、かつ治療方法が未確立のいわゆる難病のうち、治療が極めて困難で、医療費も高額である特定疾患のある患者に対して、医療費の公費負担を行う。
	小児特定疾患治療研究事業	小児の慢性疾患に関する治療研究を推進し、併せて患者家庭の医療費の公費負担を行う。
	心身障害者歯科診療確保事業	心身障害児（者）に対する歯科診療体制を確保する。
3 研究・開発の推進	口腔リハビリテーション専門医養成事業	摂食・嚥下機能の回復など、口腔機能のリハビリテーションの指導ができる歯科医師を養成する。
	県立大学重点研究事業 （注）平成17年度に、広島県立大学、県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学を統合し、県立広島大学を開学予定	県立3大学において、研究活動の活性化を図るとともに、福祉をはじめとする行政施策や産業活性化・地域振興に積極的に貢献することを目的として「重点研究事業」を推進する。
	福祉関連産業創生プロジェクト推進事業	産学官民で構成する福祉関連産業創生プロジェクト推進協議会を中核に、福祉関連産業情報システムを利用した情報交流と利用者ニーズにあった福祉用具の研究開発の支援を実施する。
4 生活支援体制の整備	福祉関連用具開発等	次世代共生環境の創出に関する研究を実施する。 （研究期間：16～18年度の3年間）
	児童相談所の運営	各種問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づき、児童や保護者を育成指導するための児童相談所を運営する。
	家庭児童相談室の設置	県及び市町村が設置する福祉事務所において、障害児の相談、指導活動を実施するための相談室を設置する。（県は職員が相談に応じている。）
	「子ども何でもダイヤル」電話相談事業	中央児童相談所に、高度の専門的知識、技術を有する相談員を設置し、子どもに関するあらゆる相談に電話で応じ、保護者や児童自身の不安や悩みの解消を図る。
	身体障害者更生相談所の運営	身体障害者の更生のための各種相談、指導及び判定を行う更生相談所を運営する。
	身体障害者相談員の設置	更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域福祉活動の推進、福祉思想の普及などを行うための相談員を設置する。
	ろうあ者専門相談員の設置	聴覚障害者からの各種相談に応じ、必要な助言・指導等を行うため、ろうあ者専門相談員を県地域事業所などに設置する。

施策体系	事業名等	事業概要
4 生活支援体制の整備	進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業	在宅生活を希望する進行性筋萎縮症者（児）やその家族に対し、在宅生活に必要な様々な情報（日常生活、療育方法など）を提供する。
	在宅重度身体障害者訪問診査事業	更生相談所の巡回相談に参加困難な在宅の重度身体障害者を医師、看護師、理学療法士、保健師、身体障害者福祉司などが訪問して、健康診査及び更生相談を行う。
	知的障害者更生相談所の運営	知的障害者の更生のための各種相談、指導及び判定を行う更生相談所を運営する。
	知的障害者相談員の設置	更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉思想の普及などを行うための相談員を設置する。
	障害児（者）地域療育等支援事業	在宅の心身障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、各種健康診査を実施する。
	難病相談会の開催	難病患者家族を支援するため、保健所において難病相談会を開催する。
	難病相談事業	難病相談・支援センター及び保健所において、難病患者及びその家族の不安解消を図るため、相談事業を実施する。
	難病相談・支援センター	難病患者・家族の総合的な支援を図るため、難病相談・支援センターを設置し、難病相談や在宅難病患者に対する入院施設確保事業など、各種事業を実施する。
	福祉サービス苦情解決事業	福祉サービスの利用や提供内容に関する利用者からの苦情について、事業者独自での解決が困難な事例に対応するため、「運営適正化委員会」を設置し、苦情解決に向け、相談・助言・事情調査及びあっせんなどを行う。
	福祉サービス利用援助事業	広島県社会福祉協議会などにおいて、知的障害者や精神障害者等に対し、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理を行う。
5 在宅サービスの充実	「障害者の権利相談ダイヤル」運営事業	「障害者の権利相談ダイヤル」を実施する。
	障害児保育環境改善事業	障害児の保育に必要な設備の整備、軽微な改修や遊具・器具などの設置又は更新などの環境改善を実施する市町村に対し助成する。
	ホームヘルプサービス事業	自宅での生活において、各種困難のある障害者が、指定居宅介護事業所が行う、身体介護、家事援助、日常生活支援などのサービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	身体障害者短期入所事業	在宅の重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設などに保護するサービスを当該障害者の家族などが利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	日常生活用具給付事業	在宅の重度障害者の日常生活の便宜を図るため、浴槽や訓練用ベッドなどの日常生活用具を給付又は貸与する市町村に対して助成する。
	補装具の交付・修理	身体障害者（児）の損失部位の代償・補完を図るための補装具の交付・修理を行う市町村に対して助成する。
	身体障害者デイサービス事業	在宅の障害者が、指定デイサービス事業所が行う、入浴・食事サービス、文化的活動や機能訓練などの各種サービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	生活訓練等事業	視覚障害者歩行訓練事業、生活行動訓練事業、難聴者生活訓練事業、聴覚障害者生活行動訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業を福祉関係団体に委託して行う。
	市町村障害者社会参加促進事業（地域生活支援事業）	障害者の社会参加を推進するに当たり、生活訓練事業、地域生活アシスタント事業、本人活動支援事業、家族相談員紹介事業、ボランティア活動支援事業、ピアカウンセリング事業、福祉機器リサイクル事業を実施する市町村を支援する。

施策体系	事業名等	事業概要
5 在宅サービスの充実	障害者社会参加推進センター設置運営事業	障害者の地域における自立生活と社会参加の促進を図るため「広島県障害者社会参加推進センター」を設置・運営する。
	身体障害者補助犬育成事業	補助犬（盲導犬）を必要とする重度の視覚障害者に対し、盲導犬を支給する。なお、将来的には、介助犬、聴導犬の支給も行う。
	特別障害者手当等支給事業	日常生活において、常時介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に対し、手当を支給する。
	療養援護事業	重度の障害者などが、15日以上継続入院した場合に療養援護費を支給する。
	障害児（者）短期入所事業	在宅での介護が一時的に困難となった知的障害者（児）が短期間生活する場を提供する指定デイサービス事業所が行うサービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	障害児通園（デイサービス）事業	早期療育の充実を図るため、障害児が指定デイサービス事業所が行う指導・訓練などのサービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	重症心身障害児（者）通園事業	在宅の重症心身障害児（者）が通園して、日常生活動作、運動機能などの必要な療育を受け、保護者などに家庭における療育技術などを習得させる。
	知的障害者デイサービス事業	地域において就労することが困難な在宅の障害者が、指定サービス事業所が行う入浴・食事サービス、文化的活動や機能訓練などの各種サービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	知的障害者生活支援事業	知的障害者通勤寮などに知的障害者生活支援センターを設け地域において自活している知的障害者に必要な支援を行う。
	知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）	知的障害者が一般の住宅で共同生活を営む場を提供し、食事提供及び金銭管理などの生活援助を行う指定事業所を利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	身体障害者福祉ホームの運営助成	身体障害者に居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するため、身体障害者福祉ホームの運営に対し助成する。
	知的障害者福祉ホームの運営委託	知的障害者に居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するため、知的障害者福祉ホームの運営に対し助成する。
6 施設サービスの活用	県ボランティアセンター事業費補助金	住民参加型福祉社会の実現に必要なボランティアに関する総合的な育成やその活動の支援などをするため、広島県社会福祉協議会が設置している県ボランティアセンターの基盤整備を図り、福祉教育、ボランティアコーディネーター養成研修及び広報啓発などに対し助成する。
	地域生活推進特別モデル事業	相談支援の円滑な推進を図り、障害者（児）の地域生活支援体制の整備を行う市町村に対して助成する。
	障害者関係施設の整備（身障・知的）	障害者関係施設（授産、療護、更生援護、福祉ホーム、福祉工場など）の整備を行う。
	身体障害者更生援護施設入所者更生訓練費、就職支度金の支給	社会復帰の促進を図るため、施設での職業能力訓練に要する経費を支給するとともに、更生訓練終了後、就職、自営のため施設を退所するものに対して支度費を支給する。
	授産施設の相互利用（身障・知的）	授産施設を障害種別を越えて利用している障害者に係る経費を支出する町村に対して助成する。
	県立障害者関係施設の運営・整備	県立障害者（児）施設（身体障害者リハビリテーションセンター、心身障害者コロニー、福山若草園、大野寮）の運営及び修繕など整備を行う。
	社会福祉施設職員退職手当共済補助金	民間社会福祉施設などに従事している職員及び市町村社会福祉協議会などに勤務する常勤ホームヘルパーなどの処遇の充実を図るため、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済事業に助成する。

施策体系	事業名等	事業概要
6 施設サービスの活用	民間社会福祉施設 設備費等補助金	社会福祉法人などが行う介護用機器、厨房機器などの設備整備及び施設の小規模修繕に対し助成する。
	介護実習 普及センター事業	福祉用具やモデルルームを展示するとともに、福祉用具の適切な使用や住宅改修などについて情報提供を行う。
	社会福祉人材 育成センター設置事業	(社福)広島県社会福祉協議会設置の社会福祉人材育成センターにおいて、総合的な福祉人材の確保・養成対策を推進するため、啓発広報、就労斡旋及び研修などを実施する。
7 サービスの質の向上	歯科衛生士養成所 巡回臨床実習教育事業	障害者の口腔機能の保持・増進を図るため、歯科衛生士へ障害者などに対する口腔ケアなどの専門的な技術を習得させる。
	広島県立保健福祉大学で の人材養成 (注)平成17年度に、広島県立 大学、県立広島女子大学及び 広島県立保健福祉大学を統合し、 県立広島大学を開学予定	障害のある人の多様な需要に対応できる各種専門従事者の養成を行う。
8 精神保健・医療・福祉 施策の総合的な取組	「こころの電話」相談事業	広島県精神保健福祉協会に委託して、県民の心の健康に係る悩み・トラブル等の電話・メールによる相談窓口として「こころの電話」を実施する。
	精神科救急医療システムの 整備	救急情報センター及び精神病院を救急医療施設として指定し精神科救急体制を整備するとともに、精神科救急医療情報ネットワークシステムを整備し、精神科救急に関する相談の迅速化・高度化、各医療機関の情報の共有化を図る。
	精神病院入院患者 処遇向上対策事業費	措置入院者及び医療保護入院者に対する適正な精神医療を確保するため、精神医療審査会において、入院者病状審査、実施指導、定期病状報告を審査する。
	精神障害者医療給付事業	措置入院者及び精神科医療の必要な通院者の医療費を公費負担する。
	精神障害者 退院促進支援事業	精神病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入れが整えば退院可能である者に対し、活動の場を提供し、退院のための訓練を行うことにより、精神障害者の社会的自立を促進するとともに、入院者の解消を図る。
	精神障害者 社会復帰施設の整備	精神障害者の退院後の受皿として、地域生活支援センター、生活訓練施設、授産施設、福祉ホームの整備を行う。
	精神障害者訪問介護等事 業(ホームヘルプ事業)	精神障害のため、在宅で日常生活を営むのに支障のある者に対し、家事援助などを行うホームヘルパーを派遣する。
	精神障害者短期入所事業 (ショートステイ事業)	居宅において介護を受けることが一時的に困難となった精神障害者を施設に短期間入所させ、介護等を行う。
	精神障害者生活援助事業 (グループホーム運営助成)	地域において共同生活を営む精神障害者に対し、世話人を配置し、日常生活面における相談、指導を行う。
	総合精神保健福祉センタ ーのデイケア事業	総合精神保健センターにおいて、青年期デイケアと就労支援・社会参加促進デイケア事業を実施する。
	精神障害者 地域生活支援事業	地域で生活する精神障害者の相談への対応などを行う精神障害者地域生活支援センターの運営に対し助成する。
	精神障害者 社会適応訓練事業	協力事業所に委託して、回復途上にある通院中の精神障害者を一定期間事業所に通所させ、就労などの社会適応訓練を実施する。
	精神障害者就労促進事業	回復途上にある精神障害者の作業訓練・生活訓練などの場である精神障害者共同作業所の運営に対し助成する。
	老人性痴呆指導対策事業	県内5か所の老人性痴呆疾患センターを指定し、専門相談の実施、鑑定判断、治療方針の選定、市町村の保健医療・福祉関係者への技術援助、情報収集・提供などの実施を委託する。
	高次機能障害対策事業	高次脳機能障害者に対する診断、治療、機能回復訓練などを行うとともに、高次脳機能障害に対する正しい理解を深めるための普及啓発を行う。

施策体系	事業名等	事業概要
8 精神保健・医療・福祉施策の総合的な取組	総合精神保健福祉センターの運営	精神保健福祉に関する専門的技術センターとして、関係機関などへの技術支援、普及啓発、調査研究、相談指導、研修などを実施する。
教育		
1 適正な就学指導及び教育相談体制の整備・充実	就学指導委員会の開催	適正な就学指導及び教育相談支援を行うため、就学指導委員会を開催する。（年2回）
	適正な就学指導・教育相談支援事業	市町村教育委員会が設置する就学指導委員会の機能充実に向けた研修会を実施する。また、教育相談ガイドブックを作成する。
	私立学校に対する障害児教育費の助成	障害児の就学・就園の機会の拡大を図るとともに、障害児の就学・就園する学校における障害児に係る教育条件の整備を図るため、障害者の受入れ、障害者に配慮した設備整備について助成する。
2 盲学校、ろう学校及び養護学校の充実	盲・ろう・養護学校の通学対策	障害児本人への危険や保護者の経済的負担に鑑み、通学に関する特別な支援としてスクールバスを運行する。（H16・4現在 13校67路線）
	就学奨励費の支給	盲・ろう・養護学校への生徒などの就学による保護者などの経済的負担を軽減するため、当該就学経費について、負担能力に応じた支援を行う。
	特別支援教育の在り方検討事業	国の特別支援教育への移行方針に呼応し、総合型の養護学校の在り方の検討及び地域の障害児教育に関する相談のセンター的機能充実の在り方を検討する。
3 教員の専門性の向上	授業改善オーダーメイド・プロジェクト事業	盲・ろう・養護学校自らが立案した授業改善の取組に対する支援を行う。（5校）
	免許法認定講習事業	免許法認定講習を実施する。
4 小学校、中学校における障害児教育の充実	特別支援教育推進体制モデル事業（2ヵ年）	学習障害、注意欠陥／多動性障害又は高機能自閉症の児童生徒に対する総合的な教育的支援体制の整備を図るための事業を実施する。
	障害児教育担当新任教員講習会	小学校及び中学校に勤務する障害児教育担当新任教員の資質向上を図るため、障害児教育に関する基礎的な内容についての講習を実施する。
5 交流教育、職業的な自立、開かれた学校づくりの推進	社会参加・自立支援事業	作業所などでの就業体験を通し、進路指導の充実と進路の確保を図るため、高等部全生徒に係る個別の移行支援計画及び就業体験の受入枠など、進路指導情報の整理を行う。
6 利用しやすい教育施設の整備	学校の施設・設備の充実・整備	福祉のまちづくり条例に基づき、障害をもつ児童生徒に対応できる施設整備を行う。
雇用・就業		
1 雇用・就業の促進	障害者雇用促進のための企業訪問	県内企業を訪問し、啓発パンフレット「障害者が共に働く職場へ」などを活用して積極的な障害者雇用について要請する。
	障害者合同面接会の実施	障害者の就業機会の確保を図るため、ハローワークなどの関係機関と連携し、事業主との就職面接会を実施する。
	職場適応訓練費の支給	障害者などの求職者の能力に適した実習訓練の実施を事業主に委託し、職場への適応性を高めることにより、雇用促進を図る。事業主には、訓練委託費、訓練生には訓練手当を支給する。
	職場適応奨励金の支給	職場適応訓練終了後、引き続き障害者を雇用する事業主に対して奨励金を支給する。
	障害者就業支援事業	広島地域障害者雇用支援センターに対し、運営に対する助成や指導を行う。また、障害者就業・生活支援センターに対し、運営指導を行う。
	障害者在宅ワーク支援研修事業	在宅での就業を希望する障害者を対象に、ホームページ作成に要する実践的な知識・技能を習得するための在宅での研修を行う。

施策体系	事業名等	事業概要
1 雇用・就業の促進	生活福祉資金貸付制度補助金	障害者世帯に対して各種資金の貸付事業を実施している広島県社会福祉協議会に対して事務費・指導経費などの助成を行う。
	福祉工場運営費の助成	障害者福祉工場の運営に対し助成する。
2 就労の場の整備	通所授産施設の運営助成	援護の実施者（市町村）において、施設訓練等支援費を支給決定された利用者が委託契約を締結した通所授産施設に対し支援費を支給する。
	小規模通所授産施設の運営助成	身近な地域における小規模通所授産施設の運営に対し、助成する。
	心身障害者就労促進事業	一般企業で就労することが困難な心身障害者に共同作業の場を設けて、技能習得訓練や生活指導を行う事業者に対し助成する。
3 職業能力の開発	広島障害者職業能力開発校の運営	障害者の就業促進を図るため、国が設置し、県が委託を受けて運営する広島障害者職業能力開発校の維持管理・運営を行う。
	障害者職業訓練手当の支給	就職に先立ち職業訓練校で、能力に適合した職業訓練を行う訓練生に対し、障害者職業訓練手当を支給する。
生活環境		
1 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	福祉のまちづくり推進事業	民間施設などの多数の人が利用する施設に対し、福祉のまちづくり条例などに適合するよう指導・助言を行う。県民運動を推進するため、広島県福祉のまちづくり推進協議会の活動を支援するとともに、福祉のまちづくりの普及啓発事業を実施する。
	福祉のまちづくり整備資金の貸付	福祉のまちづくり条例に適合した建築物の整備促進を図るため、整備資金の貸付を行う。
	福祉連携型住宅の整備	高齢者、障害者などが安心して暮らせる居住環境の整備について普及・促進を図るため、県においてモデル的に実施した熊野住宅（H14完成）の事例などの情報提供等を行う。
	高齢者・障害者向け県営住宅の供給	高齢者・障害者などに対応した県営住宅の改善工事を実施する。
	交通バリアフリー推進事業	鉄道駅のバリアフリー化を図るため、エレベーターなどの設置に対する助成を行う。公共交通事業者などが実施する乗合バスの低床車両（ノンステップバス）の導入に対して助成を行う。
	交通安全施設等整備事業	移動の利便性と安全性を確保するため、既設歩道の段差・勾配の改善、障害物の除去などを行う。交通事故防止や安全な通行を確保するため、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区などに視覚障害者用信号機などを設置する。
2 安全な移動・交通対策の推進	市町村障害者社会参加促進事業（移動支援事業）	障害者が社会参加するに当たり、自動車運転免許取得・改造事業、重度身体障害者のためのリフト付き乗用車運行事業を実施する市町村を支援する。
	障害者福祉バスの設置	障害者が、各種講習会・レクリエーション活動などへ参加する際の移動を支援するため、障害者福祉バス1台を県立身体障害者更生相談所へ配備し、貸出しを行う。
	運転適性相談の実施	広島県運転免許センターにおいて、運転免許の取得・更新等に対する相談や身体障害者運転適性検査を行う。
3 防災・防犯対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	社会福祉施設、病院等災害弱者施設が立地する地域について、土砂災害などを防止するための急傾斜地崩壊防止施設を整備する。
	通常砂防事業	社会福祉施設、病院等災害弱者施設が立地する地域について、土砂災害などを防止するための砂防設備を整備する。
	治山事業（災害弱者関連施設関係）	社会福祉施設、病院等災害弱者施設が立地する地域について、優先的に土砂災害などを防止するための治山事業を実施する。

施策体系	事業名等	事業概要
3 防災・防犯対策の推進	自主防災育成強化事業	自主防災組織の育成と活性化を促進する。
	ファックス110番システム	聴覚・言語等が不自由な人からの110番通報を受け付けるため、警察本部総合通信指令室直通のファックスを設置する。
	手話のできる警察職員の養成	聴覚障害者との円滑な意思伝達のため、手話のできる警察職員を養成する。
スポーツ・レクリエーション・文化・芸術		
1 スポーツの振興	広島県身体障害者陸上競技大会の開催	身体障害者の健康の維持・増進や社会参加を目的に、県大会を実施する。全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねる。
	全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業	障害者の自立と社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会へ選手派遣を行う。
	障害者スポーツ指導員養成事業	地域で中心となって障害者スポーツの振興に取り組む障害者スポーツ指導員を計画的に養成する。
	市町村障害者社会参加促進事業（スポーツ振興事業）	障害者スポーツの振興を図るため、障害者のスポーツ・レクリエーション教室等を実施する市町村を支援する。
	広島県知的障害者スポーツ大会の開催	知的障害者の健康の維持・増進と社会参加を目的に、県大会を実施する。全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねる。
2 レクリエーションの振興	自然公園等施設整備事業	「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に自然公園などの施設整備や改修を行う。
	知的障害者レクリエーション教室開催事業	県内各地域で、知的障害者を対象とした華道、茶道、手芸、書道などの教室を開催する。
3 文化・芸術の振興	けんみん文化祭開催事業	県の豊かな自然と伝統に育まれた文化の発掘、継承、育成を図るとともに、新たなひろしま文化の創造を目指すため、けんみん文化祭を開催する。
	文化・芸術活動振興事業	県内各地域で、音楽・絵画などの芸術・文化に関する学習会や知的障害者美術作品展を開催する。
情報・コミュニケーション		
1 利用しやすい情報環境の整備	障害者情報バリアフリー化支援事業	障害者がパソコンを使用するに当たり、周辺機器やソフトなどの購入に要する費用の一部を助成する。
	障害者ITサポートセンター設置事業	障害者の社会参加の促進を図るとともに、就業を促進する環境づくりを行う総合的なサポート機能を備えた拠点を整備する。
	音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	口頭摘出などにより音声を喪失した者に発声訓練を行うとともに、その指導に当たる指導者を養成する。
	手話通訳者養成事業	手話通訳者を養成する。
	要約筆記奉仕員指導者養成事業	手話の使用が困難な県内の聴覚障害者の社会参加を促進するため、要約筆記奉仕員養成研修会の講師（指導者）を養成する。
	点訳・朗読奉仕員養成事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。
	盲ろう者向け通訳介助者養成事業	視覚及び聴覚に重複した障害のある「盲ろう者」向けの通訳介助者を養成する。
	市町村障害者社会参加促進事業（情報支援事業）	障害者の社会参加を促進するため、奉仕員派遣等事業、手話通訳設置事業、手話通訳者派遣事業、点字・声の広報誌等発行事業を実施する市町村へ支援する。
2 コミュニケーション支援体制の充実	手話通訳者派遣ネットワーク事業	市町村域又は県域を越えて移動する障害者が目的地において手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する事業を行う。
	「広島県民だより～ふれあい」点字版・テープ版	視覚障害者を対象に、点字版、カセットテープ版の県政広報紙を提供する。
	「おはよう！ひろしま県」手話通訳付き放送	聴覚障害者を対象に、手話通訳付きのテレビ放送番組（県政おしらせ情報）を提供する。

施策体系	事業名等	事業概要
2 コミュニケーション 支援体制の充実	「ふれあいひろしま」 字幕入り放送	聴覚障害者を対象に、字幕入りテレビ放送番組（県のイベント告知、募集のお知らせなど）を提供する。
	「ちょっと教えて！広島県」 字幕入り放送	聴覚障害者を対象に、字幕入りテレビ放送番組（県政の取組を紹介）を提供する。
	文字放送	聴覚障害者を対象に、文字放送（西日本向けに県の行事等を紹介）を提供する。
	県政情報提供事業 「広島県政もみじファクス」	ファックス（一部音声併用）により県政情報などの提供及び県政への提言の受付を行う。
	「ふるさと通信」 字幕入り放送	聴覚障害者を対象に、字幕入りテレビ放送番組（ビデオレター、ふるさと紹介）を提供する。
	警察施設 ファックスネットワーク	各種安全情報の提供や要望などを受けるため、全交番などにファックスを設置する。
	点字情報 ネットワーク事業	視覚障害者の希望者に対し、点訳した新聞情報などを提供する。
	県立点字図書館の運営	点字刊行物、録音物の貸出し・閲覧などを行う「県立点字図書館」を運営する。
	広島県聴覚障害者 センターの運営	テレビ番組等に字幕や手話を挿入したビデオカセットの貸出等聴覚障害者への情報提供や、ピアカウンセリング等の様々なサービスを提供する施設として「広島県聴覚障害者センター」を運営する。
国際交流		
	国際情報 ネットワーク事業	ひろしま国際情報ネットワーク内の「ひろしま暮らしのガイド（外国籍県民の皆様へ）」を通じて、障害者に関する各施策について、情報提供する。

